

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会 (第2回)		
事務局 (担当課)		生活衛生課 電話042-769-8347 (直通)		
開催日時		令和5年10月26日(木) 9時30分～11時		
開催場所		ウェルネスさがみはらA館7階 視聴覚室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	5人(保健衛生部長、生活衛生課長、他3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 動物の多頭飼育に係る届出について 3 閉会		

## 審 議 経 過

主な発言は以下のとおり

### 1 開 会

### 2 動物の多頭飼育に係る届出について

事務局より、第1回の検討委員会の意見のとりまとめ、質問事項の回答、未検討事項の整理、補足事項について資料を用いて説明した。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

(山田委員)

導入自治体の一覧表に自治体名が入っていないのはなぜか。

(事務局)

導入自治体の多頭飼育崩壊の件数を記載しているが、多頭飼育崩壊は、何頭だと崩壊であるなど定義がないことから積極的に自治体名は掲載していない。

審議事項は次のとおり

(高木委員長)

対象動物については、事務局からの補足資料においても犬猫以外の動物苦情や多頭飼育崩壊が少ないことから、前回の意見と併せ、犬及び猫で進めていくことでのかがか。

(異存なし)

(高木委員長)

対象頭数については10頭では多く、6頭という共通認識の中で、動物ごとで合算なのか、それぞれなのか、また、日齢について生後90日以下を対象外としないで欲しいというご意見がありましたので、これについて検討していこうと思う。

事務局から、犬は登録制度があるので飼育頭数は把握できるとのことであった。

例えば犬8頭、猫2頭の合計10頭ならば猫も把握でき、また、猫6頭以上でも届出してもらうことで目的を達成できると考えているがいかがか。

(山田委員)

犬に関しても、多頭飼育してる方は、狂犬病予防接種も登録もしていない場合が比較的多いため、合算で6頭がいいと思う。

(高木委員長)

合算で6頭とすると、犬で6頭以上飼育している人が資料から59名いるが、そ

こを対象とすると登録と届出と同じようなことをすることになる。

(大矢委員)

頭数については10頭というのが一つの目安ではないか。6頭はかなり少ないと思われる。

他の自治体は10頭以上であり、対象を絞り込み過ぎてしまうと、かえってマイナスになると感じる。

(山本委員)

合算ではなく犬は6頭以上、猫も6頭以上、それぞれを届出させることがいいと思う。

犬が届出対象となり届出した際に、猫を記載させることで猫が把握できる。

(高木委員長)

単独の6頭はいいとして、犬と猫の合計はどうするか。

単独は6頭、合算で10頭にすることで把握できると思う。

(石丸委員)

犬については多頭飼育崩壊がこれまでも起きており、狂犬病予防法の登録もしていなかった。それぞれでの届出でいいと思う。

神奈川県は合計10頭以上としているが、多頭飼育崩壊は発生している。飼い主は避妊手術の大切さを知らないことが多く、啓発活動が必要であり、増えないように、未然に防ぐということが一番の目的だと思う。

(高木委員長)

届出制度を設けることで登録をしていない人が、新たに把握できるようになるのか。

(事務局)

犬の登録については広報やホームページで周知している。

それ以外は、鳴き声の苦情で把握することが多いが、登録していない飼い主は多頭飼育の届出もしていないことが導入自治体の課題としてあげられている。

(山本委員)

それぞれの頭数以上が届出対象とすれば、まずその頭数で、指導や確認ができるのではないかと思う。猫が6頭、合計10頭以上とすると、合算までは届出がいらぬのではないかと誤解してしまうと思う。

(高木委員長)

犬は、1頭でも登録していないことが法令違反である。

行政としては多頭の届出はするが、狂犬病予防法の登録をしてない状態を認めることにはならないと思う。

(山田委員)

狂犬病予防法で、登録してないときには、行政で指導はできるが狂犬病の予防接

種をしてくださいという指導でしかない。

この届出により飼育状況を把握できていると思っている。

(事務局)

現状においても動物愛護に関する条例を根拠として不適正な飼育をしている疑いがある場合は、確認して必要な指導をしている。

(大矢委員)

合計 10 頭として、ただし猫については、何頭にするとするのはどうか。

(椿委員)

導入自治体のメリットに挙げられている市に通報が行きやすくなることが大事かなと思う。10 頭の内訳を定めるより、例えば犬も猫も 6 頭というのが市民目線からわかりやすいと感じた。

(高木委員)

犬も猫も 6 頭以上とした場合に、支障があるか想定されることを事務局から説明していただきたい。

(事務局)

条例で 6 頭以上とするあたっては、その数の根拠の説明が必要となる。多くの自治体で導入している 10 頭以上については、国の通知で示されている。

市でこれまで発生している多頭飼育崩壊は、猫がほとんどであるが、委員会の意見として 6 頭とする場合はその根拠があるとよい。

(山本委員)

目的の中に、繁殖を防ぐということがある。

管理されない繁殖が増えてしまうというのが、多頭飼育崩壊の問題になっている、それを防ぐためであれば猫も犬も同じだと思う。

(高木委員長)

繁殖のコントロールとして、6 頭ぐらいが妥当であるという判断がある。

(山田委員)

1 回の繁殖で大体、概ね 4 頭ぐらいが生まれると考えると、6 頭になるのは一つの理由になると思う。

他自治体で 6 頭以上を定めてるのはどういう理由なのか。

(事務局)

6 頭以上を届出対象とした自治体の一つは過去の苦情など統計から 6 頭以上としたと聞いている。

(中里委員)

資料から 10 頭以上の届出を導入している自治体でも多頭飼育崩壊が起きている。

6 頭以上の届出導入自治体を見ると、分母の違いはあると思うが崩壊が少ないと思われる。

(大矢委員)

基本的な考え方として1人が飼えるのは、何頭なのかというのも検討の材料になると思う。

(高木委員長)

届出する日齢については、対象を91日以上とせず届出してもらうことでいいと思われるが、犬の場合は、狂犬病予防法では91日以上で登録となっているため、家庭で生ませて生後90日までに譲渡する場合は、狂犬病予防法の登録は不要だが、届出制度では対象とすると複雑になる。

(山本委員)

生まれることがもう一つのリスクだと思われる。

適正飼養を広めるための制度でもあるので、90日まではいらぬと思う飼い主がいると考える。

(石丸委員)

生ませて譲渡している場合、動物取扱業として登録が必要と思われる。

(山田委員)

販売ではなく譲渡であれば登録が不要となる場合がある。

また、届出対象となってから何日以内に届出しなければいけないとなるので、例えば販売が可能となる生後8週齢以内など90日以内に届出させることで譲渡しようとしたけどできなかった事例などを把握することができる。

(椿委員)

狂犬病予防法の登録に併せ生後91日以上からとするか、全年齢とするかの議論がわかりやすい。

(石丸委員)

犬に関しては、ただし書きで狂犬病予防法に則って91日以降に登録するというのはどうか。

(高木委員長)

それであれば登録と届出が重なることがないと思われる。

6頭以上であれば、犬も猫も届出する。

犬に関しては、狂犬病予防法があるから91日経ったら登録が必要。

猫に関しては、6頭以上で届出し、年齢については定めない。

(山田委員)

年齢により対象外とならないという自治体が2か所あるがこちらではどうしているか。

(高木委員長)

他自治体では対象となってから何日以内の届出としているか。

(事務局)

30日以内の届出としている自治体が多い。

(加藤委員)

保護猫など生まれた日がわからない猫だと生後91日はわからない場合が考えられる。

(高木委員長)

生まれた日又は飼育を始めた日から30日以内などとしておけば対応できる。

(大矢委員)

動物の輸出入においても生まれた、もしくは取得した日から何日以内に手続きするということが国際的に定められていることから、一つの方法と思われる。

(高木委員長)

制度は、問題があれば改善していく必要があり、初めから規制を強くしていくと届出をしてくれない問題が想定される。

(山田委員)

制度の隙間になる部分が漏れないようにしてほしい。

(樁委員)

犬は生後91日の狂犬病予防法に則ってよいと思ってる。

猫の場合は、遺棄や外に出して野良猫化としてしまう問題がある。

犬の場合は、野良犬はほとんどいないため日齢による問題は少ないと思われる。また、自ら繁殖させている方は覚悟を持ってしていると思う。

飼い主の中には理念を持って不妊去勢手術をさせずに生活させたいという方もいて、頭数が増えないようにコントロールしている場合もある。そういうレアな事例も届出対象となることから91日以上という考え方でいい。

(高木委員長)

様々な議論があるが条例の施行後に、状況に応じて変えていくことはできる。

頭数を絞ることは、一步踏み込んでおり、猫は月齢で対象を広げるということを進めていこうと思う。

続いて罰則規定について前回5万円以下の過料を設けるという意見でまとまっていたと思う。

この点についてはこのままでいいと思うが異議はないか。

(異存なし)

(高木委員長)

続いて、前回、議論できなかった届出事項について検討する。

事務局から届出事項について他自治体の状況など補足事項を説明した。

(中里委員)

生活環境も以前と変わってきていることから地域社会に密接した項目を入れるべきだと思う。

(高木委員長)

届出書に記載するので、どういう項目が良いとか、これはいらぬとかというの考え方でよいと思う。先ほどは生活環境を保全する方法を入れるという意見があった。

(大矢委員)

飼育するスペースが考えられる。

動愛法の改正で、飼養面積が定められており、法令に準拠した考え方をとることができる。

(山田委員)

繁殖させる意思があるかはどうか。

(大矢委員)

繁殖を促すようなことは望ましくない。

(山田委員)

販売目的で繁殖しているけど動物取扱業の登録をしてないことが考えられる。

(椿委員)

飼育している動物のDNAを残したいという思いから、1回は生ませたいという考え方の飼い主はいる。

年齢や家族構成について、高齢で多くの頭数を飼育しているとそれだけでハイリスクになることが考えられる。

(大木委員)

ペットを飼うことを規制しているように見えてしまう。

部屋のスペースなど個人情報もあると思う。人が住むためには、26㎡が必要という考え方があるが、動物にもあるのか。

(石丸委員)

動物にもあるが動物取扱業だけで一般の飼い主には適用されない。

一人暮らしで、多頭飼育崩壊や亡くなってしまったときに困るので、何かあった時に預かってもらえる人がいるかは、どうか。

(高木委員長)

一人暮らしは市で把握することでいいかなとは思う。

(事務局)

飼い主の年齢や家族構成については届出時に、確認する運用を想定している。  
届出事項とすると個人情報と言いたくないため届出しないということが想定される。

年配で一人暮らしを把握した場合、預かる方がいるか確認するような運用も考えられる。

(高木委員長)

それであれば細かいところを規定しなくても把握ができる。

生活環境を保全する方法とその飼育のスペース、委員会としては、確認したい意思はあるが、これらは要望として、条文中に入れるか確認していただく形でもよろしいか。

どちらも市の運用で確認いただくことでいいと考えられる。

(山田委員)

飼育のスペースを、居住空間か動物専用かを入れられないか。

あとは電話番号も入れると思う。

動物の品種も入れていただきたいと思う。

(高木委員長)

届出項目の要望としては、動物の品種、飼育スペースを個人情報を考慮して設定するということがよいか。

続いて適用除外規定について検討したい。

事務局から適用除外規定について他自治体の状況など補足事項を説明した。

(中里委員)

動物病院を届出除外にしていない自治体があるが理由はあるのか。

(事務局)

動物取扱業は、本制度の所管である全ての自治体が把握しているが、動物病院は都道府県が所管するために把握できず対象としている自治体があると考えられる。  
本市においても動物病院はすべては把握していない。

(石丸委員)

動物病院でも過去に多頭飼育崩壊があった。

(山田委員)

実験動物の施設とか身体障害者介助犬も、対象外としていない自治体も見られる。そのあたりも入れた方がいいと思う。

実験動物施設も獣医師がいなければいけないというような規定になっておらず届出制度もないので、問題とならないように見ていくべきではないかなと思う。



(事務局)

実験動物については環境省から指針が定められている。

(中里委員)

実験動物の組織は、厳しい管理規定の中で、管理委員会が設けられて厳密にチェックされていることから崩壊に繋がることはないと考えられる。

(山田委員)

きちんとした実験施設は問題ないと思うが、そうでない施設が考えられるので対象とするのはいいと思う。

(大木委員)

一般家庭で多頭飼育崩壊が起きないようにしようというのが一番の趣旨だと思われ、目的が違う。そんなに強い条例でもない。

(高木委員)

大学にいる立場からすると、実験動物の搬入業者は、どこからかわからない動物は搬入できない。

猫はてんかんの実験程度でほとんど使われてないはず。

実験した場合の論文投稿は絶対通らない。

(大矢委員)

問題が起きたときに、追加するということがいいと思う。

(山田委員)

情報の把握が目的であれば入れていただくのがよいと思う。

例えば体育大学が筋肉の動きを見るためなどが実験動物として考えられる。

(中里委員)

そういった場合は実験動物として管理されているか不明である。

(高木委員)

実験動物とならないのであれば、届出対象となる。

看板を掲げて実験しているところは、除外だけど、そうでない場合は届出してくださいとなる。

(大矢委員)

実験動物というのは看板掲げて登録しているから、そこからはずれてる場合は、この制度の適用範囲の中に入る。

自身で実験動物と言ってるだけでは届出対象外とはならない。

(山本委員)

体育大学だとすると学校飼育動物として除外となることも考えられないか。

(椿委員)

獣医師会として、犬猫を飼育している小中学校はないと思われる。

高校ではあるが、1頭くらいだと思われる。

(高木委員長)

最後に変更や廃止に関する規定について検討する。

事務局から変更や廃止に係る規定について他自治体の状況など補足事項を説明した。

(大矢委員)

飼い主の変更が抜けていると思われる。

(事務局)

飼い主に対する届出のため飼い主の変更は、変更でなく新規の届出をすることになる。

(山田委員)

飼育頭数 30%以上の増と記載があるが、最初の届出頭数によって変わってしまう。

(高木委員長)

ある程度幅をもたないと、亡くなったり少しの変更でも届出が必要になる。

(事務局)

既に届け出られている飼い主に関する変更のため、多く飼育して問題があるような飼い主は、多少の変更があっても市で継続して指導することから把握できると思われる。

(中里委員)

運用として状況を確認した後で受理するのか。

(事務局)

届出は書類に不備がなければ受理して、内容についてはその後確認することを想定している。

(山本委員)

ホームページなどから簡単に届出できるようにして、例えば画像もアップできるようにしておけば、気軽に届出できるのではないかと思う。

(高木委員長)

その他意見や質問はないか。

(山田委員)

罰則適用する場合、期限を定めるとかというのはないのか。

(大矢委員)

日数を定めると、その間はいいとなってしまうことも考えられ、ケースバイケースですぐにする場合とある程度余裕を持って対応できる場合があると思う。

(高木委員長)

飼い主が病気など様々なパターンがあるので、一概には言えない。

今後「人と動物との共生社会推進懇話会」でアウトプットをして話ができればいいのではないかと思う。

次回で一定の方向性を示す必要があるので、これまでの意見を踏まえた案を事務局と調整して、示そうと思うが、いかがか。

(異存なし)

本日の会議録の公開については、審議会等公開基準の規定により委員の承認をもって作成し、公開したいが異存ないか。

(異存なし)

それでは、これをもって会議を閉会する。

3 閉会

動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会（第2回）出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高木 哲	麻布大学	委員長	出席
2	石丸 雅代	たんぼぼの里		出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会		出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会		出席
5	加藤 健司	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		出席
6	椿 直哉	一般社団法人 相模原市獣医師会		出席
7	中里 良治	公 募 委 員		出席
8	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会		出席
9	山本 和子	動物愛護推進員		出席